

1 はじめに

部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、「京都府部活動指導指針」並びに「大山崎町部活動方針」を踏まえ、部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた「大山崎町立大山崎中学校部活動方針」を策定し、この方針に従い部活動を進めていくこととする。

2 部活動のねらい

- ア 生徒の資質・能力や個性を伸ばし、心身の調和のとれた発達を図り、豊かな人格形成の場とする。
- イ 生徒の興味・関心を元に、自ら考え行動できる集団としての力量を高める。
- ウ スポーツや文化の担い手としての基礎的な知識や技能を高める。

3 練習時間・休養日の設定

ア 練習時間

- 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
※ ただし、準備、片付け、ミーティング等は、練習時間に含めないが、あまり長時間にならないようにする。

イ 休養日

- 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で設定し、週2日間の休養日を設定する。

ウ その他

- 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態踏まえ、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定する。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準ずる。ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。
- 公式戦等については、大会要項に従う。
- 練習試合等については、基本半日程度に収まるようにする。ただし、活動場所への移動時間は含めない。活動場所が遠方、演奏会等の時間設定上止むを得ない場合は学校長の許可を得る。
- 選抜チーム等の練習等（協会、連盟等主催）については、保護者の了解のもと、個人参加とし、学校の部活動の練習時間には含めない。
- その他、特別な事情がある場合については、学校長が総合的に判断する。

4 部活動方針及び活動計画（年間・月間）の作成

- 各部活動で本指針における部活動のねらいを踏まえ、活動方針及び年間・月間の活動計画を作成する。
- 活動方針・活動計画は、必ず校長による事前の承認を受ける。

5 家庭等との連携

- 各部活動における指導方針や年間（月間）指導計画等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に説明する。
- 保護者会等を実施するなど、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握し、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努める。
- 地域等の各種関係団体や組織への情報発信を積極的に行う。